

# 能ヶ谷一丁目と七丁目が誕生

7月19日に能ヶ谷地区で新たな町区域が誕生し、住居表示を実施します。

新設する町区域能ヶ谷一丁目と七丁目  
新しい郵便番号〒195-0005

3 新旧住所の対照については、町田市ホームページ及び町田市コールセンター(☎724・5656)でご確認ください。

6 1 町田市計画課 ☎709・0561

能ヶ谷地区の住居表示実施に伴う本籍の表示について

戸籍の本籍欄は町名が変更となりますが、番地の変更はありません。

住所と同じ表示を希望される方は、7月20日以降に「転籍届」の手続きが必要です。ただし、新本籍の表示は「能ヶ谷〇丁目〇番」までとなります。

6 2 町市民課 ☎724・2865



凡例	
	新しい町界
	現在の町界

( )内は新設する町区域に存する現町名です。

## シニア海外ボランティア青年海外協力隊

### それぞれの派遣先に出発しました

市内にお住まいの正寺強さん、大野信英さん、奥村由夏さん、廣西春江さんの4人は、JICA(国際協力機構)が行っているシニア海外ボランティアと青年海外協力隊の派遣が決まり、その報告のために6月16日に市役所を訪れました。



左から廣西さん、石阪市長、大野さん、奥村さん、正寺さん

シニア海外ボランティアの正寺さんは、ネパールに赴任し、国立総合病院の医療機器を保守管理する体制の構築や、修理の技術指導などを行います。青年海外協力隊の大野さんは、ナミビアの職業訓

練校で、テレビ・携帯電話等あらゆる電子機器の修理や技術指導などを、奥村さんはマレーシアのサービスサポートセンターで、知的障がいや学習障がいのある生徒に対する適切な教材作りや、教育に関する助言、支援などの業務を、廣西さんはモザンビークの中等学校で、服飾の実技指導や教材作成などをそれぞれ行う予定です。

派遣期間はそれぞれ2012年までの2年間です。

## 町田都市計画の変更に係る都市計画案を閲覧下さい

町田市と相模原市との行政境界変更に係る都市計画の変更案(①区域区分、用途地域、道路(町3・4・16号根岸図師線及び町3・4・18号能ヶ谷根岸線)、②忠生土地区画整理事業、③高度地区、防火準防火地域、④下水道)及び、相模原都市計画の変更案(⑤区域区分、用途地域等)をご覧いただけます。

縦覧日時 7月16日(金) 30日(金) 午前8時30分〜午後5時(土・日曜日、祝日を除く)  
縦覧場所 都市計画課(中町第三庁舎1階)のほか、②は区画整理課(木曾庁舎2階)④は上下水道総務課(成瀬クリーンセンター)及び水再生課(鶴見川クリーンセンター)また、東京都都市計画課(都庁第二本庁舎2階北側)では①②、相模原市都市計画課では①⑤をご覧いただけます。

意見書の提出先 ①②は東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1)、③④は町田市都市計画課(〒194-10021、中町1-4-2)、いずれも7月30日必着 ※⑤は相模原市都市建設局まちづくり計画部都市計画課(☎769・8247)にお問い合わせ下さい。

町田市都市計画課 ☎709・0561、区画整理課 ☎792・3771、上下水道総務課 ☎720・1819

市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例等により、バリアフリー化を進めてきましたが、2006年に「バリアフリー新法」が施行されたのを受け、今後さらに地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進するため、「町田市内全域の移動等円滑化の全体方針」と町田駅周辺地区を最優先の重点整備地区として「町田駅周辺地区バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

## 町田市内全域の移動等円滑化の全体方針(案) 町田駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)



～皆様のご意見をお待ちしています～ 町田市都市計画課 ☎709・0614

### 町田市内全域の移動等円滑化の全体方針(案)の概要

重点整備地区における基本構想策定の考え方を示します  
考え方①重点整備地区の位置・区域とするのは  
○都市機能(業務・商業施設等)が集積している範囲  
○高齢者・障がい者等を含めた多くの人々が利用する施設を含む範囲  
○一般的な徒歩圏域:駅等の交通拠点となる施設を中心として半径500m内外で、各施設が集積する範囲  
考え方②生活関連施設、生活関連経路とするのは  
○多くの人や障がい者・高齢者等が利用すると考えられる特定旅客施設(駅等)、官公庁施設、福祉施設等の施設を設定  
○生活関連施設の相互間を結ぶ経路で、利用が多い経路等を優先的に設定  
考え方③実施すべき特定事業等とするのは  
○歩道等を整備する道路特定事業や施設を整備する建築物特定事業等

市内の移動等円滑化の進め方  
基本構想作成後は特定事業計画を作成し、設定した事業の目標年次に向けて特定事業等を実施していきます。だれもが利用しやすい施設にするため、特定事業の設計時に、高齢者・障がい者等の意見を聴取できる機会を設けます。

### 町田駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)の概要

基本理念  
高齢者や障がい者、子どもなどだれもが、鉄道やバスを利用しやすく、安全に安心して移動したり、施設が利用しやすいまちを目指します  
基本理念を達成するための4つの基本方針  
基本方針1: 鉄道やバスの施設は、だれもが利用しやすくとともに、スムーズな乗り換えを目指します  
基本方針2: 主要な商業施設や公共施設が集まり、歩行者でにぎわうエリアは、歩行者にやさしい快適なバリアフリーを目指します  
基本方針3: 歩行空間整備は、少しでも早く安全で快適に利用できるよう早期実現を目指します  
基本方針4: 行政、交通事業者、施設所有者、商業等の従業者、来訪者等、みんなで支え合い、助け合いながら「やさしい心」がふれあうバリアフリー化の推進を目指します

重点整備地区の位置・区域  
○町田駅周辺地区の重点整備地区として、市役所等の各施設を含むJR・小田急町田駅を中心としたおおむね半径500mの範囲  
生活関連施設、生活関連経路  
○JR・小田急町田駅、町田バスセンター等の特定旅客施設や市役所等の官公庁施設、福祉施設等の施設を設定  
○特定旅客施設など主要な施設からのアクセスや、ネットワーク形成、高齢者、障がい者等の利用状況を考慮するとともに、市庁舎移転などを重視し、生活関連施設相互間を結ぶ経路を設定

### ご意見の提出方法について

－ 募集期間 －

7月12日(月)～8月9日(月)

－ 資料の閲覧及び配布 －

全体方針(案)及び基本構想(案)の概要は、町田市ホームページのほか、以下の窓口で閲覧及び資料の配布を行っています。  
・都市計画課(市役所中町第三庁舎1階)、福祉総務課(市役所本庁舎2階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)  
・各市民センター、木曾山崎センター、玉川学園文化センター  
・各市立図書館、町田市民文学館

－ 提出方法 －

- ①郵送 配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)を利用するか、都市計画課(〒194-0021 中町1-4-2)へ
- ②ファクシミリ FAX709・0598
- ③Eメール mcity550@city.machida.tokyo.jp
- ④窓口への提出 都市計画課(市役所中町第三庁舎1階)ほか上記資料配布窓口へ(それぞれの窓口で開庁日時が異なります。ご確認のうえご持参下さい)

－ 注意事項 －

- ・書式は自由ですが、住所・氏名・連絡先・件名をご記入下さい。
- ・電話、窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・ご意見への個別の回答は行いません。
- ・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- ・寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報情報を除き、9月下旬に公表する予定です。